

○防衛施設庁告示第十六号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の規定に基づき、防衛施設庁長官が指定する施設として次のものを指定したので、同令第十九条の規定により、告示する。

平成十五年十二月十九日

防衛施設庁長官 山中 昭栄

ヘリポート（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十九条ただし書の許可に係るものをいい、被災者の救難又は救助を目的として設置するものに限る。）及びこれと一体として設置することが必要な施設